



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
6月26日
第117号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

滋賀県芸術文化祭に係る滋賀県美術展覧会出品手数料、滋賀県写真展覧会出品手数料および滋賀県文学作品出品手数料の徴収事務の委託(文化芸術振興課)	1
保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課)	1
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨(森林保全課)	2
救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院(医療政策課)	2
道路区域の変更(道路保全課)	2
道路の供用開始(道路保全課)	3

○ 公 告

基本測量実施公告(監理課)	3
随意契約の相手方決定の公告(医療保険課)	3

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告(東近江)	4
土地改良区定款変更認可公告(東近江)	4

○ 企業庁公告

落札者決定の公告	4
----------------	---

○ 正 誤

令和2年6月16日付け第114号滋賀県湖北環境事務所告示第1号中	5
--	---

告 示

滋賀県告示第260号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県芸術文化祭に係る滋賀県美術展覧会出品手数料、滋賀県写真展覧会出品手数料および滋賀県文学作品出品手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年6月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 公益財団法人びわ湖芸術文化財団 大津市打出浜15番1号
- 2 委託事務の内容 滋賀県芸術文化祭に係る滋賀県美術展覧会出品手数料、滋賀県写真展覧会出品手数料および滋賀県文学作品出品手数料の徴収事務
- 3 委託期間 令和2年7月1日から令和2年12月31日まで
- 4 徴収の方法 現金および口座振込で徴収する。

滋賀県告示第261号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年6月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第262号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年6月26日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第263号

令和2年農林水産省告示第769号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を甲賀市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年6月26日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 甲賀市信楽町小川字白ヶ谷1640

2 通知の内容の要旨 令和2年農林水産省告示第769号のとおり

滋賀県告示第264号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和2年6月26日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
市立大津市民病院	地方独立行政法人市立大津市民病院	大津市本宮二丁目9番9号	令和5.6.30
彦根市立病院	彦根市	彦根市八坂町1882番	令和5.6.30

滋賀県告示第265号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和2年6月26日から令和2年7月10日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に

供する。

令和2年6月26日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	北船木勝野線	高島市安曇川町四津川字松ノ木876番3地先から	変更後	最小 23.3m } 最大 32.2m	26.3m	交差点改良に伴う道路区域の変更
		高島市安曇川町四津川字松ノ木876番3地先まで	変更前	最小 30.1m } 最大 32.7m		

滋賀県告示第266号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月26日から令和2年7月10日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月26日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
三津屋野口線	彦根市野口町字高座229番2地先から 彦根市野口町字高座278番3地先まで	令和2.6.26	L=100.0m
敏満寺野口線	彦根市野口町字綾戸293番1地先から 彦根市野口町字綾戸287番2地先まで	令和2.6.26	L=67.4m

公 告

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和2年6月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量(空中写真撮影)
- 2 作業の地域 大津市
- 3 作業の期間 令和2年8月11日から令和3年3月31日まで

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和2年6月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量

サージカルマスク 889,400枚
プラスチック手袋 500,000枚
プラスチックガウン 1000枚

- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県健康医療福祉部医療保険課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3580
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年4月30日(木)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 宮野医療器株式会社 京都府京都市南区上鳥羽南中ノ坪町20
- 5 随意契約に係る契約金額 41,029,076円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、小脇土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和2年6月26日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 山本孝司

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
監事	邑田利雄	東近江市小脇町1067番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
監事	野村宗治郎	東近江市小脇町938番地

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、琵琶湖干拓大中の湖土地改良区の定款の変更は、令和2年6月18日に認可した。

令和2年6月26日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 山本孝司

企業庁公告

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和2年6月26日

滋賀県企業庁長 河瀬隆雄

1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量

- (1) 吉川浄水場で使用する電気
ア 予定契約電力(常用線・予備線) 2,600キロワット
イ 総予定使用電力量 31,474,000キロワット時
- (2) 馬淵浄水場で使用する電気
ア 予定契約電力(常用線・予備線) 1,500キロワット
イ 総予定使用電力量 18,460,000キロワット時
- (3) 水口浄水場で使用する電気
ア 予定契約電力(常用線) 680キロワット
イ 総予定使用電力量 8,372,000キロワット時

- (4) 朝国共同施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力(常用線) 760キロワット
 - イ 総予定使用電力量 9,056,000キロワット時
- (5) 南津田導水ポンプ場で使用する電気
 - ア 予定契約電力(常用線) 306キロワット
 - イ 総予定使用電力量 4,078,000キロワット時
- (6) 菩提寺加圧ポンプ場で使用する電気
 - ア 予定契約電力(常用線) 203キロワット
 - イ 総予定使用電力量 1,996,000キロワット時
- (7) 日野第一加圧ポンプ場で使用する電気
 - ア 予定契約電力(常用線) 139キロワット
 - イ 総予定使用電力量 1,278,000キロワット時
- (8) 日野第二加圧ポンプ場で使用する電気
 - ア 予定契約電力(常用線) 49キロワット
 - イ 総予定使用電力量 514,000キロワット時
- (9) 彦根浄水場で使用する電気
 - ア 予定契約電力(常用線) 316キロワット
 - イ 総予定使用電力量 3,344,000キロワット時
- (10) 高宮加圧ポンプ場で使用する電気
 - ア 予定契約電力(常用線) 51キロワット
 - イ 総予定使用電力量 292,000キロワット時
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県企業庁経営課 野洲市吉川3382
- 3 落札者を決定した日 令和2年5月28日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 九電みらいエナジー株式会社 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号
- 5 落札金額 955,834,751円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和2年4月17日(金)

正 誤

令和2年6月16日付け第114号滋賀県湖北環境事務所告示第1号中

ページ	行	誤	正
6	下から19	第58条第4項第9号	第58条第5項第10号

